

官報

昭和五十三年五月十一日

第八十四回 衆議院會議錄 第三十号

昭和五十三年五月十一日(木曜日)

議事日程 第二十七号

昭和五十三年五月十一日

午後一時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案
(大蔵委員長提出)

第二 国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

第七 昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議錄第三十号

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

設置に關し承認を求めめるの件

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)

午後一時四分開議
○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。
裁判官訴追委員及び同予備員辭職の件
裁判官訴追委員佐々木良作君から、訴追委員を辭職したいとの申し出があります。

また、裁判官訴追委員の予備員田邊誠君から、予備員を辭職したいとの申し出があります。

右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

○議長(保利茂君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

法律第二 国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第二、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長(越智弁明及び報告を求めます。大蔵委員理事緒貫民輔君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔緒貫民輔君登壇〕

○緒貫民輔君 ただいま議題となりました両法律案について申し上げます。

初めに、大蔵委員長提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、一昨九日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、現行の租税特別措置法におきましては、個人が政治活動に関する寄付をした場合に、当該寄付に係る支出金のうち、政党、政治資金団体、特定の政治団体または特定の公職の候補者等に対するもので、政治資金規正法または公職選挙法により報告されたものにつきましては、税

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案
改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

制上寄付金控除の特例措置の対象としたしており、本法案は、その範囲を拡大して、次のように指定都市の議会の議員または市長を後援する政治団体等に対するものにつきましても同様な取り扱いをしようとするものであります。

第一に、指定都市の議会の議員または市長の職にある者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金であります。第二に、これらの公職の候補者または候補者となろうとする者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体に対する支出金であります。ただし、この場合は立候補の年及びその前年中にされたものに限られます。

第三に、これらの公職の候補者に対する選挙運動に關してされた支出金であります。なお、本法案による国税の減収額は、昭和五十三年度において約五百万円と見積もられるのであります。大蔵委員会におきましては、本法案の提出を決定するに際しまして内閣の意見を求めましたところ、やむを得ない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、内閣提出、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

者の親族に対して、進学のために必要な小口の資金を融通する業務を、新たに両公庫の業務として追加しようとするものであります。

第二は、郵政省に対する業務の委託でありまして、進学資金の小口貸付業務のうち、別途、政府から提出されている郵便貯金法の一部を改正する法律案により、新たに設けられることとなる進学積立郵便貯金の預金者で、郵政大臣のあつせんを受ける者からの申し込みの受理及びその者に対する貸付金の交付の業務を、両公庫は郵政省に委託することができるようになるものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

本法案につきましては、審査の結果、一昨九日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔拍手〕

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本法案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本法案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本法案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等(内閣提出)

一〇三二

日程第三 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長木村武千代君。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引き上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体職員等の年金制度等について、地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講じようとするものであります。

本法案は、三月十六日日本委員会に付託され、四月七日加藤自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月九日に質疑を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、本法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの六党共同提案により、施行期日等に関する修正案が提出され、中

山委員よりその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、本案及び修正案について、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決、よって、本案は、修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの六党共同提案により、年金の實質的価値保全のための具体的対策の検討、年金額の改定実施時期の繰り上げ等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第四、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長菅波茂君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔菅波茂君登壇〕

○菅波茂君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本案の要旨は、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結に伴い、著作権法による保護を受けるレコードとして、同条約によりわが国が保護の義務を負うレコードを追加する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院の先議に係るもので、当委員会においては、昨日政府より提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、同日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 計量法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

日程第六 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日程第五、計量法の一部を改正する法律案、日程第六、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員理事島村宜伸君。

計量法の一部を改正する法律案及び同報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ

き、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔島村宜伸君登壇〕

○島村宜伸君 ただいま議題となりました両案件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、計量単位に関する国際度量衡総会の決議等の国際動向及び環境計測器の信頼性確保の要請等にかんがみ、計量単位及び計量器等について所要の改正を行うため提案されたものであります。

本案の主な内容の第一は、物質重量及び電気のコシダクタンスの計量単位を新たに規定するとともに、圧力、粘度、濃度、放射能、照射線量及び吸収線量の計量単位を追加することであり、第二は、公署規制等に関連して使用される流量計及び流速計を法定計量器として追加し、法規制の対象とすることであり、第三は、製造事業登録手数料等を改定するため、手数料の最高限度額を引き上げることであり、第四は、三月三十一日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、四月二十一日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、計量行政の充実等に関する附帯決議が付けられたことを申し添えます。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件について申し上げます。

繊維製品検査所は、繊維製品の安全性等に関し、検査、検定、商品テスト、技術情報の提供等

を行っておりますが、近年、消費者保護行政の強化を図る一環として、これらの業務体制を一段と拡充すべきことが要請されております。

これにかんがみ、政府は、従来繊維製品検査所の機関がなかった北海道地方からの要請にこたえるため、札幌市に同検査所の出張所を設置する方針を決定いたしました。

本件は、この札幌出張所の設置につきまして、地方自治法の規定に基づき、国会の承認を求めるため提案されたものであります。

本件は、去る三月七日当委員会に付託され、四月二十一日河本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、五月十日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

昭和五十一年度一般會計公共事業等予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外七件
瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

一〇三四

〔橋次郎君登壇〕

○橋次郎君 たいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等について御説明いたします。これは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。そのうち、昭和五十一年度分は、昭和五十二年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、一般會計公共事業等予備費は、豪雪に伴う道路事業に必要な経費等六件で、その金額は二十五億円余であります。

一般會計予備費は、国民年金庫負担金の不足を補うために必要な経費等十九件で、その金額は六百五十一億円余であります。

特別會計予備費は、国民年金特別會計等八特別會計の十一件で、その金額は三百二十六億円余であります。

特別會計予算総則第十一條に基づく経費増額は、国民年金特別會計等六特別會計の六件で、その金額は八百三十三億円余であります。

次に、昭和五十二年分は、昭和五十二年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般會計予備費は北洋漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費等二十八件で、その金額は千二百二十八億円余であります。

特別會計予備費は、食糧管理特別會計等三特別會計の八件で、その金額は千六百九十五億円余であります。

特別會計予算総則第十一條の規定に基づく経費増額は、食糧管理特別會計等六特別會計の十件で、その金額は三百二十四億円余であります。

次に、国庫債務負担行為について御説明いたします。本件は、昭和五十一年発生河川等災害復旧事業費補助等の七件に三百十六億円の範囲内で債務を負担することとしたものであります。

委員会におきましては、昭和五十一年度の予備費等及び国庫債務負担行為は昨年十二月二十七日、昭和五十二年の予備費等は本年二月二十八日にそれぞれ付託され、昨十日大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、予備費等を討論に付し、自由民主党は賛成、日本社会党及び公明党・国民会議は反対、日本共産党・革新共同は、昭和五十一年度特別會計予備費に賛成、その他の各件には反対の意見を表明されました。

次いで、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、国庫債務負担行為については、採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第七の四件中、昭和五十一年度一般會計公共事業等予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)、昭和五十一年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)及び昭和五十一年度特別會計予算総則第十一條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七のうち、昭和五十一年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本件は委員

員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第八の三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第九につき採決いたします。本件の委員長報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○加藤一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長久保等君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

久保等君登壇

○久保等君 たいだいま議題となりました瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

まず、瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正については、現在同法に規定されている事項で今後とも必要と認められる施策はこれを引き続き講ずるとともに、新たな施策を追加して、法律の題名を瀬戸内海環境保全特別措置法とすることであります。

新たな施策としては、
第一に、関係府県は、基本計画に基づいて府県計画を定めるものとし、国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成の推進に努めること、

第二に、富栄養化による被害発生防止のため、燐その他の指定物質について、関係府県知事は、指定物質削減指導方針に従って、これらの物質を排出する者に対し必要な指導等を行うこと、

第三に、自然海岸を保全するため、関係府県は条例で定めるところにより、海水浴等利用されている自然の海岸地等を自然海岸保全地区として指定することとし、地区内で行われる工作物の新築等の行為を届け出させ、これに対し必要な指導等を行うことができること、

第四に、さらに、海難等による油の排出の防止、赤潮の発生機構の解明等のために、政府は、必要な措置を講ずるよう努めること

次に、水質汚濁防止法の一部改正については、第一に、内閣総理大臣は、水質環境基準の確保

昭和五十三年五月十一日 衆議院会議録第三十号

が困難な広域の閉鎖性水域の水質汚濁に係る指定地域について、特定の項目に係る汚濁負荷量の総量の削減に関する基本方針を定めるものとし、特に瀬戸内海については、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法において総量規制を導入することを明文化すること、

第二に、都道府県知事は、基本方針に基づいて総量削減計画を定めるとともに、その計画に基づいて、指定地域内の一定の工場または事業場が遵守すべき総量規制基準を定めなければならないことなどであります。

本案は、去る四月二十一日日本特別委員会に付託され、同二十五日山田環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、自來、慎重かつ熱心に審査をいたしました。

審査に当たっては、瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画、広域の閉鎖性水域における汚濁負荷量の総量削減基本方針等について質疑が行われましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

なお、五月八日、瀬戸内海環境保全知事市長会議代表幹事長浜彰雄君外六名の関係者を参考人として招致し、忌憚のない意見を聴取いたしました。

かくて、日本本案に対する質疑を終了し、日本共産党・革新共同東中光雄君より修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、総量削減基本方針の策定に当たって、維持すべき環境上の目標を、急速な開発に伴う急激な水質の汚濁が生ずる以前のような状態に回復することなど十一項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(保利茂君) 採決いたします。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君
文部大臣 砂田 重民君
通商産業大臣 河本 敏夫君
自治大臣 加藤 武徳君
國務大臣 山田 久就君

朗読を省略した議長の報告

○議長(保利茂君) 昨十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定不況産業安定臨時措置法

国民年金法等の一部を改正する法律

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法

(報告書受領)

一、昨十日、内閣から次の報告書を受領した。
第八十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(政府委員退任)

一、昨十日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十日付をもって大蔵省証券局長山内宏は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)
一、昨十日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長 渡辺 豊樹

(政府委員任命)

一、昨十日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十日議長において承認した渡辺豊樹を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 島村 宣伸君 (理事山崎拓君昨十日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
田川 誠一君 補欠 中川 秀直君
中川 秀直君 補欠 田川 誠一君

法務委員
小島 静馬君 補欠 西田 司君
佐野 嘉吉君 補欠 鹿野 道彦君

外務委員
川田 正則君 補欠 粕谷 茂君
粕谷 茂君 補欠 川田 正則君

大蔵委員
平林 剛君 補欠 野口 幸一君
高橋 高望君 補欠 吉田 久君
野口 幸一君 補欠 平林 剛君
吉田 久君 補欠 高橋 高望君

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一〇三六

商工委員

辞任

補欠

粕谷 茂君 小川 平二君 粕谷 茂君

通信委員

辞任

補欠

野口 幸一君 平林 剛君 野口 幸一君

建設委員

辞任

補欠

中川 秀直君 田川 誠一君 中川 秀直君

議院運営委員

辞任

補欠

与謝野 馨君 中村喜四郎君 与謝野 馨君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君 篠田 弘作君 佐々木義武君

小島 静馬君 塚原 俊平君 佐々木義武君

篠田 弘作君 原 健三郎君 塚原 俊平君

文教委員

辞任

補欠

石田 博英君 谷 洋一君 石田 博英君

社会労働委員

辞任

補欠

相沢 英之君 石田 博英君 相沢 英之君

商工委員

辞任

補欠

佐々木義武君 小川 平二君 佐々木義武君

小川 平二君 佐々木義武君

通信委員

辞任

補欠

原 健三郎君 原田昇左右君 原 健三郎君

予算委員

辞任

補欠

大原 一三君 山口 敏夫君 大原 一三君

決算委員

辞任

補欠

篠田 弘作君 山口 敏夫君 大原 一三君

西田 司君 大原 一三君 山口 敏夫君

大原 一三君 山口 敏夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

関谷 勝嗣君 藤本 孝雄君 大原 亨君

岩垂寿喜男君 藤原ひろ子君 安田 純治君

安田 純治君 藤原ひろ子君

(議案提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁一君外七名提出)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁一君外七名提出)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出)

(条約受領)

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、昨日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

(条約付託)

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件(条約第一五五号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出、衆法第二五五号)

社会労働委員会 付託

一、昨日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名提出、参法第一四四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

大規模地震対策特別措置法案

行政管理局設置法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管内行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

特定機械情報産業振興臨時措置法案

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

一、昨日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定不況産業安定臨時措置法案

国民年金法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

綿材関連産業の労使紛争に関する質問主意書(上田卓三君提出)

返還軍用地の適正な管理費補償と跡地利用に関する質問主意書(上原康助君提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十三年五月九日

提出者

大蔵委員長 大村 襄治

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第四号イ中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同日以後になされる寄附について適用する。

理 由

政治活動に関する寄附の個人拠出を二層助長するため、寄附金控除の特例措置を指定都市の議会の議員、市長若しくはこれらの公職の候補者に係る政治団体又は当該公職の候補者に対する寄附について及ぼすこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五百万円である。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右

昭和五十三年三月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

(国民金融公庫法の一部改正)

第一条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事業資金」を「事業資金等」に改める。

昭和五十三年五月十一日 衆議院会議録第三十号

第四条の見出しを「業務の委託等」に改め、

同条第一項中「他の金融機関」を「金融機関に對し、」に、「代理させる」を「委託する」に改め、同条第四項中「他の金融機関」を「金融機関に對し、」に、「代理させる」を「委託する」に、「第二項及び前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「業務の一部を代理する金融機関」を「業務の委託を受けた金融機関(第二十五條第一項において「受託金融機関」という。）」に、「代理業務」を「委託業務」に、「者」を「もの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「金融機関」を「金融機関又は郵政省」に、「その業務の一部を代理せよ」とするを「業務を委託せよ」とするに、「代理業務」を「委託業務」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による大蔵大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、前項の規定による場合のほか、大蔵大臣の認可を受けて、第十八條第一項の規定による進學資金の小口貸付けの業務のうち、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第六号に規定する進學積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の二の規定により郵政大臣のあつせんを受けるものからの当該進學資金の小口貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該進學資金の小口貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

3 第一項に規定する進學資金の小口貸付けとは、進學(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進學することをいう。以下同じ。)をする者又はその者の親族で、銀行その他の一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、進學のために必要な小口の資金を融通することをいう。

第十九條第二項中「第四條第二項」を「第四條第三項」に、「代理業務」を「委託業務」に改める。第二十五條中「第四條第一項の規定により業務を代理する金融機関に對し貸付け」を「受託金融機関に對し、貸付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、第四條第二項の規定により業務を委託した郵政省に對し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十一條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十二條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三号中「進學資金の小口貸付け」を「進學資金及び進學資金の小口貸付け」に改める。

第三十三條中「一万円」を「五万円」に改める。第四十七條中「第三十六條の八第一項の規定及び第四十一條の二から第四十一條の五までの規定を、第三十七條の八第一項の規定及び第四十二條の二から第四十二條の五までの規定」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)
第二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「及び」を「並びに」に、「恩給等」を「進學資金の小口貸付けを行い、及び恩給等」に改め、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 進學資金の小口貸付け 国民金融公庫法第十八條第三項に規定する進學資金の小口貸付けをいう。

第二十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、前項の規定による場合のほか、主務大臣の認可を受けて、第十九條第一項第二号の規定による進學資金の小口貸付けの業務のうち、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第六号に規定する進學積立郵便貯金の預金者で同法第六十三條の三の規定により郵政大臣のあつせんを受けるものからの当該進學資金の小口貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該進學資金の小口貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

第二十九條第一項中「行なり」を「行う」に改め、同条第二項中「行なり」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十二條第二項の規定により業務を委託した郵政省に對し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十七條第一項各号列記以外の部分中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九條各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十條中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

第二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「生業資金以外の資金の小口貸付」を「同条第一項の規定による小口貸付け以外の小口貸付け」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分中「の外を」の「外」に、「左に」を次に改め、同項第二号中「日本放送協会」の下に「国民金融公庫、沖繩振興開発金融公庫」を加え、同項第三号中「買上」を「買上げ」に改め、同項第五号中「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から委託された業務を処理すること。

第九条第十一号中「受払」を「受払い」に改め、同条第十三号中「取扱上」を「取扱い上」に、「補てん」を「補てん」に改め、同条第十六号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二十一号中「預かり金」を「預り金」に改め、同条第二十四号中「の外」を「の外」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「取扱」を「扱い」に、「又は国際電信電話株式会社」を「国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫」に、「買上」を「買上げ」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改める。

(郵便法の一部改正)

第五条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十三年三月十六日 内閣総理大臣 福田 赳夫

の一部を次のように改正する。

理 由

最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫において進学資金の小口貸付けの業務を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫において、新たに進学資金貸付業務を行うことができるようにすることとする。次に、この法律案を提出することとする。

1 国民金融公庫法の一部改正

(1) 高等学校、大学等に進学をする者又はその者の親族に対して、進学のために必要な小口の資金を融通する業務を、国民金融公庫の業務として新たに追加することとする。

(2) 進学積立郵便貯金の預金者で郵政大臣のあつせんを受けるものからの進学資金の小口貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該貸付金の交付に関する業務を、郵政省に委託することができるよう所要の改正を行うこととする。

2 沖繩振興開発金融公庫法の一部改正

国民金融公庫法の一部改正に準じて所要の改正を行うこととする。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

4 その他所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

最近における進学のために必要な経費の家計負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫において、新たに進学資金の貸付業務を行うことは、時宜に適應する措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年五月九日

大蔵委員長 大村 襄治

衆議院議長 保利 茂殿

(別紙) 国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 貸付金の限度額については、実情に即するよう適宜見直しを行うこと。

一 貸付条件については、今後実情に即して改善を図るよう検討すること。

一 返済不能者等が発生する場合等を考慮し、その対応策について検討すること。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和五十三年三月十六日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「死亡」を「在職中死亡の場合の死亡」に、「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第六条の二 第二項中「この項を」を「次条まで」に改め、同項第二号中「及び第十條の二」を「第二号ロを」、次条第一項第二号、第十條の二第一項第二号ロ及び第十條の三第一項第二号ロに改め、同条第十二項中「及び沖繩の」を「沖繩の」に、「係る年金を」を「係る年金を含む。以下同じ。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年以後における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金(第十二項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎

と改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎

となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日(廃疾年金にあつてはこれを受ける者の退職の日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員の退職の日とする。)以後に新法の規定による退職年金等の額の算定に関する新法又は施行法の規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定について適用されないこととなつてゐるときは、これらの規定に代えて当該給付事由が生じた日において施行されてゐた新法又は施行法の規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち新法の給料年額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。)

二 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十一年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。

む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金については、当該退職の日とその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されてゐたものたるならばその者の年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額))

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額(遺族年金については、その額につき新法第九十三条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 六十二万二千円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円
二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金(新法第九十七条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下第八項までにおいて同じ。) 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐるもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 二十五万三千四百円
ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐるもの 三十一万一千円
ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐるもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円
3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円
二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円
4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。
5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第三十号

昭和五十二年五月十一日 衆議院會議録第三十号
昭和三十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書

一〇四〇

四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、同年五月分以後、その額を、同項(遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第三項)の規定に準じて改定する。

6 次の各号に掲げる遺族年金については、第一項から第三項まで又は前項の規定により改定された額(その額につき新法第九十三条の五又は第三項(前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一項第三項後段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十八万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をも

つて、当該遺族年金の額とする。この場合において、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円
二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千元

8 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十二年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第六項(遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項)の規定に準じて改定する。

9 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第二項から第八項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等(新法第九十七条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)のうち昭和五十二年四月一日以後の退職に係る年金で昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものの額の改定について準用する。

11 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等(次項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

12 沖縄の退職年金等で昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項から第九項まで及び

前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十條の二第四項中「含む。」の下に「以下沖縄の通算退職年金等」というを加え、同條の次に次の一條を加える。

(昭和五十二年四月一日における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金(第四項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円
二 通算退職年金の仮定給料(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を限度とする。)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十二年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算

定基礎となつた給料(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十二年四月一日において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る通算退職年金については、当該退職の日(その者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料)に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額)を十二で除して得た額

2 第七條の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは、「第十條の三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは、「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは、「第十條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは、「第十條の三第一項」と、「昭和五十二年改正前の新法別表第三」とあるのは、「新法別表第三(昭和五十二年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十二年改正前の新法別表第三)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替え

た。

るものとする。

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 沖縄の通算退職年金等で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の五 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和五十一年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十一年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定められていた標準報酬月額)が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十一年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額(その額が、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円

に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。に二・九を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。に二・九を乗じて得た額を新法第六百六十一条第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十九条中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

附則第十条中「第四条から第十五条まで」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の三第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に改める。

第九十三条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万六千円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第九十四条第三項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

第九十四条の二第六項第二号中「復帰組合員が」の下に「公務傷病によらないで」を加える。

第二百四十四条第四項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

第二百二十条中「行なう」を「行う」に、「この

章に規定する」を「この法律に規定する団体共済組合の」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第三条の二及び第四十条の二「四年」を「六年」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十一年法律第二十六号」を「昭和五十三年法律第二十六号」に改める。

第十一条第十項中「五年」を「十三年」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第十項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削る。

第十二条第一項第一号中「同法同条」を「同条」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「同法同条同項」を「同項」に、「及び第十項から第十三項まで」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第二項中「同法同条同項」を「同項」に改める。

第二十七條第七項中「五年」を「十三年」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十三項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同条第十四項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号「と」を「第十一項」とあるのは「同条第八項」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第三十八條第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、「三分の一」の下に「に相当する金額」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から

前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十九條中「第七項」を「第五項」に改める。

第四十一条第一項第一号中「ない場合」の下に「又は扶養遺族が一人である場合」を加え、「七十二万円」を「八十五万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「七十五万六千円」を「八十七万六千円」に改め、同項を同項第二号とし、同条第二項中「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」とあるのは、「六十九万六千円」を「八十五万二千円」とあり、及び「八十七万六千円」とあるのは、「八十四万四千円」に改め、同条第三項中「二十六万四千円」を「二十七万六千円」に改める。

第五十七條第二項中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「又は第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項第一号中「同法による」を「法律第五十五号による」に改め、同項第二号中「附則第三十九條、同法」を「附則第三十九條、法律第五十五号」に改め、同条第四項中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同条第六項及び第七項中「第三十八條第七項」を「第三十八條第五項」に改める。

第五十八條中「第五十八條」を「次条」に改める。

第五十九條第二項中「及び第十項から第十三項まで」を「第十項及び第十一項」に改める。

第六十八條第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第七十六條第二項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十八條第五項」を「第六十八條第五項及

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

び第六項を「第六十八條第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第三項」を「前項」に改め、「同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六條第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」とを削り、同項を同条第四項とする。

第八十三條第二項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項第一号」に改める。

第八十六條中「第六十七條第二項」を「前項」に改める。

第九十條第一項中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「算定した金額」の下に「前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により算定した金額」を加え、同項第一号中「同法による」を「法律第五十五号による」に、「又は同法」を「又は法律第五十五号による改正前の恩給法」に改め、同項第二号中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九十條第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「その者が第五項」を「その者が第四項」に、「その者を第五項

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

において準用する同条第五項」を「その者を同項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十七條第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同条第三項中「が五年」を「が十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第九十條第七項から第九項まで」を「第九十條第六項及び第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七條第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七條第五項」とあり、及び「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七條第五項」を「同条第七項中「第四項において準用する第五十七條第五項」とあるのは「第九十七條第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第一百零四條第二項中「第七項まで」を「第五項まで」に、「前項」とあるのは「第一百零四條第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第一百零四條第二項において準用する第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第一百零四條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第一百零四條第二項において準用する前項第一号」に改める。

第一百零四條の二第一項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

第一百零九條の二第一項中「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

改める。

第二百二十九條の二第一項中「第十條第一項中「又は前二条」とあるのは「若しくは新法第二百四十條の二第四項又は前二条」と、同項第一号中「除いた期間」とあるのは「第十條第一項第一号中「除いた期間」とあるのは「に改める。

第二百四十三條の三第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二百四十三條の十第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四百四十三條の三第五項及び第六項」を「第四百四十三條の三第四項」に、「第四百四十三條の三第五項中「第三項」を同項中「前項」に改め、「同条第六項中「第四項」とあるのは「第四百四十三條の十第四項」とを削り、同項を同条第四項とする。

第二百四十三條の十三第三項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する前項第二号」に改める。

別表第二中「二、四八五、四〇〇円」を「二、七二二、四〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇円」を「一、七九三、四〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇円」を「一、二二一、四〇〇円」に改め、同表の備考二中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表の備考三中「八万四千元」を「九万六

千元」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千元」を「六万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十三條の五第一項の改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正規定(同法第三条の三第一項第二号及び第五号、第四十一條、第二百二十九條の二第一項並びに別表第二の改正規定を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定 昭和五十三年六月一日

二 第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第一項第二号の改正規定 昭和五十三年十月一日

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第九十三條の五第一項(改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第三条 改正後の法第一百四十三條第三項及び第二百四十四條第四項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一條第十項及び第十二條第一項及び第二項、第二十七條第七項から第九項まで、第三十八條第三項から第六項まで、第三十九條、第五十七條

第三項、第六項及び第七項、第五十九條第二項、第六十八條第二項から第四項まで、第七十六條第二項から第四項まで、第八十三條第二項、第八十三條の二第一項、第九十條第二項から第七項まで、第九十七條第三項から第五項まで、第百四條第二項、第百四條の二第二項、第百四條第三項、第百四條の二第二項、第百四十一條第二項、第百四十九條の二第二項、第百四十三條の三第三項及び第四項、第百四十三條の十三第三項並びに第百四十三條の十四の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(公務員等による死亡に際する遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五條 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一條又は別表第二の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万四千円」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十八万六千円」と、「八十八万六千円」とあるのは「七十四万六千円」と、同条中「七、七二、四〇〇円」とあるのは「六、六六、四〇〇円」と、「七、九三、四〇〇円」とあるのは「七、四三、四〇〇円」と、「一、二二、四〇〇円」とあるのは「一、一六、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の最低保障)
第六條 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。以下「法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合

法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含むものとし、施行日以後に退職し、又は死亡した組合員(団体共済組合員を含む。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第九十三條の五(法又は施行法において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間(団体共済組合員期間を含む。以下同じ。)のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最

短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 法の規定による遺族年金(法第九十七條の二(法第九十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下同じ。 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族(法第二條第一項第三号(法第九十二條において準用する場合を含む。))に規定する遺族をいう。以下同じ。である子(以下「子」という。)が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子(イ)に受ける年金が六十歳未満の者が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子(イ)に受ける年金が六十歳未満の者が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子(イ)に受ける年金が六十歳未満の者が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子(イ)に受ける年金が六十歳未満の者が受ける年金が六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者

(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

3 法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項の規定に準じて改定する。

4 法の規定による遺族年金を受ける者が施行日から昭和五十三年四月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子(イ)に受ける年金が六十歳に達したときを除く。)は、同年五月分以後、その額を、第一項(遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子(イ)に受ける年金である場合には、同項及び第二項)の規定に準じて改定する。

5 法の規定による遺族年金の額(法第九十三條の五又は第二項(前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。))の規定の適用があ

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇四四

る場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、昭和五十三年六月分(同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万円

6 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千元

7 法の規定による遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以下

後、その額を、第五項(遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項)の規定に準じて改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(政令への委任)

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げを図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体職員等の年金制度等について地方公務員共済組合法の改正に準ずる措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項

1 恩給制度の改正に伴う事項

(1) 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を、恩給の改定措置に準じて昭和五十三年四月分から増額するとともに、昭和五十一年度の退職者のうち同年中に改正が行われた給与条列等の給料に関する規定の適用を受けずに退職したものの年金額の改定について特例措置を講ずることとする。

(2) 恩給の最低保障額の引上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

(3) 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

(4) 恩給の老齢加算の改善に伴い、年金条例職員期間等を有する七十歳以上の老齢者等に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金の算出率の特例について改善措置を講ずることとする。

2 その他の事項

(1) 遺族年金に係る寡婦加算の額を引き上げることとする。

(2) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を引き上げることとする。

(3) その他所要の規定の整備を図ることとする。

(二) 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととする。

(三) 地方団体関係団体職員等の年金制度等の改正に関する事項

1 地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員共済組

合制度における前記(一)の1の(2)及び(4)並びに(一)の2の(2)に準ずる措置を講ずることとする。

2 その他所要の規定の整備を図ることとする。

(四) 実施期日

前記の措置は、昭和五十三年四月一日から実施することとする。ただし、(一)の1の(4)及び(一)の2の(1)並びに(三)において(一)の1の(4)の措置に準ずる措置は、昭和五十三年六月一日から実施することとする。

二 議案の修正議決理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、施行期日については修正することと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年五月九日

地方行政委員長 木村武千代

衆議院議長 保利 茂殿

附則

(施行期日) 公布の日

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十三条の五第一項の改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正規定(同法第三条の三第一項第二号及

の五又は第二項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべ

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇四六

き額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、昭和五十三年六月分(同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万円

6 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千

円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千元

7 法の規定による遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第五項(遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項)の規定に準じて改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(別紙)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済制度の一層の充実と地方公務員の退職後の生活を配慮し、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一 地方公務員共済組合が支給する年金について

は、国民の生活水準、公務員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に検討すること。

二 年金額の改定実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

三 長期給付に要する費用の公的負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の均衡を考慮して、速やかに適切な措置を講ずるよう検討すること。また、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配慮しつつ、適切な措置を検討すること。

四 退職年金等の最低保障額について、引き続きその引上げを図ること。

五 遺族年金の給付水準を七〇%とするよう法律上の措置を講ずること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十一日

衆議院議長 安井 謙
参議院議長 茂殿
衆議院議長 保利

著作権法の一部を改正する法律 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「次条各号」を「次条第一号又は第二号」に改める。

第八条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、条約により我が国が保護の義務を負うレコード

第九十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第八条第三号に掲げるレコードについては、頒布する目的をもつて複製する場合を除き、適用しない。

第九十七条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「著作隣接権」を「第八条第一号又は第二号に掲げるレコードで著作隣接権」に改める。

第二百二条第四項中「第九十六条」を「第九十六条第一項に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約が日本国において効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定された改正後の著作権法第八条第三号に掲げるレコードについては、適用しない。

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 著作権法による保護を受けるレコードとして、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（以下「条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコードを追加すること。

2 その他所要の規定を整備すること。

3 この法律は、条約が我が国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

条約の実施に伴い、著作権法による保護を受けるレコードとして、条約により我が国が保護の義務を負うレコードを追加する等の措置を講ずることは必要であると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十三年五月十日

文教委員長 菅波 茂

衆議院議長 保利 茂殿

計量法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月三十一日

参議院議長 安井 謙
衆議院議長 保利 茂殿

計量法の一部を改正する法律

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「温度」の下に「物質質量」を、「電気抵抗」の下に「電気コンダクタンス」を加え、「照射線量、騒音レベル」を「照射線量、吸収線量、騒音レベル」に、「力率、吸収線量」を「力率」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「温度」の下に「物質質量」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 物質質量の計量単位は、モルとする。

モルは、 0.001 キログラムの炭素 12 の中に存在する原子の数と等しい数の要素粒子又は要素粒子の集合体（組成が明確にされたものに限り。）で構成された系の物質質量とし、要素粒子又は要素粒子の集合体を特定して使用する。

第五条各号列記以外の部分中「電気抵抗」の下に「電気コンダクタンス」を、「照射線量」の下に「吸収線量」を加え、同条第六号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はパスカル」を加え、「ニュートン毎平方メートル」を「ニュートン毎平方メートル又はパスカル」に改め、同条第十

六号中「ニュートン秒毎平方メートル」の下に「又はパスカル秒」を加え、「速度」と「配」を「速度」と「配」に改め、同条第十九号中「モル濃度」を「モル毎立方メートル」に、「 1000 グラム分子」を「モル」に、「表わした」を「表した」に、「表わされる」を「表される」に改め、同条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 電気コンダクタンスの計量単位は、ジーメンズとする。

ジーメンズは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気コンダクタンスをいう。

第五条第四十一号中「壊変毎秒」の下に「又はベクレル」を加え、同条第四十三号中「レントゲン」を「クロン毎キログラム」に、「 1000 分の二・五八クロン」を「クロン」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四十三の二 吸収線量の計量単位は、グレイとする。

グレイは、電離性放射線の照射により物質一キログラムにつき一ジュールのエネルギーが与えられるときの吸収線量をいう。

第六条第一項第十一号中「ニュートン毎平方メートル」の下に「又はパスカル」を加え、「 1000 ニュートン毎平方メートル」を「ニュートン毎平方メートル又はパスカルの一〇〇、〇〇〇

〇倍」に改め、同項第二十号中「ニュートン秒毎平方メートル」の下に「又はパスカル秒」を加え、同項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三の次に次の一号を加える。

二十二の四 前条第十九号のモル毎立方メートルの補助計量単位は、モル毎リットルとする。

モル毎リットルは、溶液一リットル中に溶質一モルを含有する溶液の濃度をいう。

第六条第一項第三十号中「壊変毎秒」の下に「又はベクレル」を加え、「三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇壊変毎秒」を「壊変毎秒又はベクレルの三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇倍」に改め、同項に次の二号を加える。

三十二 前条第四十三号のクロン毎キログラムの補助計量単位は、レントゲンとする。

レントゲンは、クロン毎キログラムの一〇、〇〇〇分の二・五八をいう。

三十三 前条第四十三号の二のグレイの補助計量単位は、ラドとする。

ラドは、グレイの一〇〇分の一をいう。

第九条中「力率、吸収線量」を「力率」に改める。

第十二条中「第三条第六号」を「第三条第七号」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 速さ計（政令で定めるものを除く。）

第十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 流量計（政令で定めるものを除く。）

別表中「別表」を「別表（第二百二十二条関係）」に改め、同表第一号中「二〇、〇〇〇」を「四二、〇

〇〇に改め、同表第二号中「一〇、〇〇〇」を「二一、〇〇〇」に改め、同表第三号中「一〇、〇〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表第四号中「五、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同表第五号中「四、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表第六号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第七号中「一〇、〇〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表第八号中「五、〇〇〇」を「一一、五〇〇」に改め、同表第十号中「四、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表第十二号中「八〇〇」を「九〇〇」に改め、同表第十五号中「八〇、〇〇〇」を「一三〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「四〇、〇〇〇」を「六五、〇〇〇」に改め、同表第十七号(1)中「五〇、〇〇〇」を「八八、〇〇〇」に改める。

別表第十七号(5)中「一〇〇、〇〇〇」を「一、〇〇〇、〇〇〇」に改め、同号(6)を次のように改める。

(6) 速さ計

イ 機械式回転型速さ計又は電気式回転型速さ計
ロ その他の速さ計

一〇〇、〇〇〇
一、一〇〇、〇〇〇

別表第十七号中(9)を(10)とし、(10)を(11)とし、(11)を(12)とし、(12)を(13)とし、(13)を(14)とし、(14)を(15)とし、(15)を(16)とし、(16)を(17)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(9) 流量計

別表第十八号(1)中「五〇〇」を「七〇〇」に改め、同号(4)中「一、〇〇〇」を「一、三〇〇」に改める。
別表第十八号(5)中「五〇、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に改め、同号(6)を次のように改める。

(6) 速さ計

イ 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計
ロ その他の速さ計

一一〇、〇〇〇
二二〇、〇〇〇

別表第十八号中(9)を(10)とし、(10)を(11)とし、(11)を(12)とし、(12)を(13)とし、(13)を(14)とし、(14)を(15)とし、(15)を(16)とし、(16)を(17)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(9) 流量計

別表第二十号中「一五〇、〇〇〇」を「一七〇、〇〇〇」に改める。
別表第二十二号(5)中「六〇、〇〇〇」を「五一〇、〇〇〇」に改め、同号(6)を次のように改める。

(6) 速さ計

イ 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計
ロ その他の速さ計

六〇〇
五一〇、〇〇〇

別表第二十二号中(9)を(10)とし、(10)を(11)とし、(11)を(12)とし、(12)を(13)とし、(13)を(14)とし、(14)を(15)とし、(15)を(16)とし、(16)を(17)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(9) 流量計

五一〇、〇〇〇

別表第二十三号(5)中「六〇、〇〇〇」を「五一〇、〇〇〇」に改め、同号(6)を次のように改める。

(6) 速さ基準器

イ 基準回転計
ロ その他の速さ基準器

三〇、〇〇〇
五一〇、〇〇〇

別表第二十三号中(9)を(10)とし、(10)を(11)とし、(11)を(12)とし、(12)を(13)とし、(13)を(14)とし、(14)を(15)とし、(15)を(16)とし、(16)を(17)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(9) 流量基準器

五一〇、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表中「別表」を「別表(第二百二十二条関係)」に改める改正規定、同表第一号から第八号まで、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十七号(1)並びに第十八号(1)及び(4)の改正規定、同号(10)の改正規定中「一、〇〇〇」を「二、三〇〇」に改める部分、同表第二十号の改正規定並びに同表第二十三号(4)の改正規定中「一〇、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に改める部分は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の製造の事業を行っている者は、この法律の施行

3 この法律の施行の際現に前項各号に掲げる計量器の修理の事業を行っている者は、この法律の施行の日から六月間は、第三十一条の登録を受けなくて、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分

の日から六月間は、第十三条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分

があるまでの間も、同様とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(工業技術院設置法の一部改正)

5 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「レントゲン」を「クロン毎キログラム」に、「行なり」を「行う」に改める。

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際度量衡総会の決議等に従つて法定計量単位に関する改正を行うとともに、環境計測の適正化等を図るため、流量計及び速さ計について計量器の範囲の拡大等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 計量単位の追加

物質質量及び電気のコンドクタンスを物象の状態の量に追加するとともに、物質質量のモル、圧力のパスカル、粘度のパスカル秒、濃度のモル毎立方メートル、電気のコンドクタンスのジーメンズ、放射能のベクレル、照射線量のクロン毎キログラム及び吸収線量のグレイを計量単位として追加する。

2 法定計量器の追加

流量計を新たに計量器として追加すると

もに、速さ計に関する計量器の定義を拡大して、流量計及び流速計を法規制の対象とする。

3 手数料の最高限度額の改正

手数料の最高限度額の改定を行うとともに、新たに追加される計量器の検定手数料等の最高限度額を設定するため所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、計量単位に関する規定を整備するとともに、環境計測器の信頼性の確保等を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年五月十日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずべきである。

一 計量器の検査検定機能の拡充をはじめ計量行政の充実を図るため、国及び地方公共団体における人員及び経費等について十分な措置を講ずるよう努めること。

別紙

名	称	位	置
鶴岡繊維製品検査所	札幌市		

理由

繊維製品の検査体制等の充実を図ることに伴い、消費者保護行政を強化するため、北海道に鶴岡繊維製品検査所の出張所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、繊維製品の検査体制の充実を図ることに伴い、消費者保護行政を強化するため、通商産業省設置法第二十二條第一項の規定(検査所の支所又は出張所を所要の地に設置することができる旨の規定)により、北海道札幌市に鶴岡繊維製品検査所の出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定(国の地方行政機関の設置には国会の承認を要する旨の規定)に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

本件は、消費者保護行政を強化するため、繊維製品の検査体制の充実を図る措置として有効適切なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年五月十日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

本件趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費の予算額一、三五〇億円のうち、昭和五十二年三月四日から同年三月二十二日までの間において決定された二五億九五〇万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、豪雪に伴う道路事業に必要な経費、山林施設災害復旧事業に必要な経費等六件である。

なお、同年度一般会計公共事業等予備費のうち

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外三件(承諾を求めるの件)に関する報告書

1050

ち、昭和五十一年十月八日から同年十二月十七日までの間において決定された一、二四二億九、〇六九万八千円の使用については、第八十回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十三年五月十日

決算委員長 楯 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十一年度一般会計予備費の予算額一、五五〇億円のうち、昭和五十二年一月十八日から同年三月三十日までの間において決定された六一億三、七四七万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるとの提出されたもので、その内訳は、国民年金国庫負担金の不足を補うた

めに必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等十九件である。

なお、同年度一般会計予備費のうち、昭和五十一年五月十四日から同年十二月十七日までの間において決定された一八五億四、三七七万七千円の使用については、第八十回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、**妥当と認め、承諾を与えるべ**

きものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月十日

決算委員長 楯 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十一年度特別会計予備費の予算総額二兆三、二四五億四、一三九五千円のうち、昭和

五十二年三月一日から同年三月二十九日までの間において決定された三二六億四、五一〇万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国民年金特別会計業務勘定における印紙収入国民年金勘定へ繰入れに必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における返還金等の他勘定へ繰入れに必要な経費等八特別会計の十一件である。

なお、同年度特別会計予備費のうち、昭和五十一年十一月十九日から同年十二月十七日まで
の間において決定された一、七四五億九、四二
一万三千円の使用については、第八十回国会に
おいて、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月十日

決算委員長 楯 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和五十二年三月一日から同年三月二十九日までの間において決定された八三三億一、二〇二万六千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国民年金特別会計福祉年金勘定における福祉年金給付費の支払に必要な経費の増額、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費の増額等六特別会計の六件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十三年五月十日

決算委員長 橋 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十二年一般会計予備費の予算額一、六二〇億円のうち、昭和五十二年四月二十八日から同年十二月十六日までの間において決定された一、一二八億四、八三三万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、北洋漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費、国内産糖製造事業等特別対策に必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費等二十八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十三年五月十日

決算委員長 橋 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十二年特別会計予備費の予算総額二兆六、五五七億五、一五六万八千円のうち、昭和五十二年九月二十日から同年十二月二十日までの間において決定された一、六九五億四、九七一万一千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費、返還金等の調整勘定へ繰入れに必要な経費等三特別会計の八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十三年五月十日

決算委員長 橋 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十二年特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和五十二年五月二十七日から同年十二月十三日までの間において決定された三二四億八、五七九万円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等六特別会計の十件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十三年五月十日

決算委員長 橋 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

昭和五十一年度一般會計国庫債務負担行為

總調査(その2)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項の規定による昭和五十一年度一般會計国庫債務負担行為限度額八〇〇億円のうち、昭和五十二年三月四日から同年三月十五日までの間において、昭和五十一年発生河川等災害復旧事業費補助等七件について三二六億一、九六五万九千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

なお、昭和五十一年十一月十九日決定された五億四、三〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものについては、第八十回国会において、すでに議決済みである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年五月十日

昭和五十一年度一般會計国庫債務負担行為總調査(その2)に関する報告書 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

決算委員長 梶 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

(瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正)

第一条 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瀬戸内海環境保全特別措置法

目次中「瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定(第三条)」を「瀬戸内海の環境の保全に関する計画(第三条―第四条の二)」に、「第三章 排出水の排出の規制その他

「第三章 瀬戸内海環境保全臨時措置法」の措置(第四條―第十九條)を

海環境の保全に関する特別の措置
施設の設置の規制等(第五條―第十二條の二)
養化による被害の発生防止(第十三條の三)
海浜の保全等(第十四條の六―第十三條)
保全のための事業の促進等(第十四條―第十九條)

第十二條の五)に改める。

「」

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海岸の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

計画

第三条の見出し中「の策定」を削り、同条中「すみやかに」を削り、「瀬戸内海の環境の保

全に関する基本となるべき計画」の下に「(以下この章において「基本計画」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 基本計画の決定又は変更に当たつては、内閣総理大臣は、あらかじめ、瀬戸内海環境保全審議会及び関係府県知事の意見を聴かなければならない。

3 基本計画の決定又は変更があつたときは、内閣総理大臣は、遅滞なく、これを関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

「第三章 排出水の排出の規制その他の措置」を削る。

第四条を次のように改める。

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(以下この章において「府県計画」という。)を定めるものとする。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、総理府令で定めるところにより、

その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、関係行政機関の長に協議し、当該府県計画の作成に関し必要な指示をすることができ

る。

4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村に送付するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、府県計画の変更について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第四条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する

特別の措置

第一節 特定施設の設置の規制等

第五条第一項中「公共用水域」の下に「(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同

じ。)」を加え、「水質汚濁防止法第二条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項第七号及び

第八号を次のように改める。

七 排水の量(排水系統別の量を含む。)

八 排水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)

その他総理府令で定める事項

第五条第五項中「他の関係府県知事及び」を削

り、「市町村の長」を「他の関係府県の知事及び市町村の長」に改める。

第八条第三項を次のように改める。

3 第五条第三項から第七項までの規定は第一

項の許可の申請があつた場合(総理府令で定める場合を除く。に、第六条の規定は同項の

許可の申請があつた場合に準用する。

第十二条第一項中「第十一条まで及び同法第

二十三条第三項」を「第十条まで、第十一条第一

項から第三項まで及び第二十三条第三項」に改

め、「第八条」の下に、「第八条の二」を加え、同

条第二項中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を

「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、同条の

次に次の一条及び一節を加える。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第十二条の二 内閣総理大臣は、瀬戸内海にお

ける化学的酸素要求量に係る水質の汚濁の防

止を図るため、第五条第一項に規定する区域

について、化学的酸素要求量で表示した汚濁

負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法

第四条の二第一項の総量削減基本方針を定め

るものとする。

2 前項の総量削減基本方針及びこれに基づく

汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防

止法の規定の適用については、同法の規定中

「汚濁負荷量」とあるのは「化学的酸素要求量

で表示した汚濁負荷量」と、「指定水域」とあ

るのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第二条

第一項に規定する瀬戸内海」と、「指定項目」

とあるのは「化学的酸素要求量」と、「指定地

域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法

第五条第一項に規定する区域」とする。

第二節 富栄養化による被害の発生

防止

(指定物質削減指導方針)

第十二条の三 環境庁長官は、瀬戸内海の富

栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止

するため必要があると認めるときは、関係府

県知事に対し、第五条第一項に規定する区域

において公共用水域に排出される燃その他の

政令で定める物質(以下この節において「指定

物質」という。))の削減に関し、政令で定める

ところにより、削減の目標、目標年度その他

必要な事項を示して、指定物質削減指導方針

(以下この節において「指導方針」という。))を

定めるべきことを指示することができる。

2 指導方針においては、目標年度において削

減の目標を達成することを旨として、指定

物質の削減に関する指導の方針その他必要な

事項を定めるものとする。

8 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変

更しようとするときは、総理府令で定めると

ころにより、前項の事項を環境庁長官に報告

しなければならない。

4 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変

更したときは、これを公表しなければならない。

い。

(指導等)

第十二条の四 関係府県知事は、第五条第一項

に規定する区域において指定物質を公共用水

域に排出する者に対し、指導方針に従い、必

要な指導、助言及び勧告をすることができ

る。

(報告の徴収)

第十二条の五 関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告するため必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるものに対し、汚水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第十三条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条の前に次の節名及び二条を加える。

第三節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の六 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の高浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、岩礁その他こ

れらに類する自然の状態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてその利用が行われることが適当であると認められるもの

(行為の届出等)

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、自然海浜保全地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができる。

第十四条の前に次の節名を付する。

第四節 環境保全のための事業の促進等

第十八条を削り、第十七条の見出し中「技術

開発」を「技術開発等」に改め、同条中「すみやかに、赤潮の発生の防除技術」を「速やかに、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(海難等による油の排出の防止等)

第十七条 政府は、瀬戸内海の油による汚染を防止するため、海難等による大量の油の排出の防止及び排出された油の防除に関し、指導及び取締りの強化、排出油防除体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十一条中「政令」を「命令」に改める。

第二十二条の見出しを「(事務の委任等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の

施行に必要な事項で総理府令で定めるものを府県知事に通知しなければならない。

第二十三条第四項を次のように改める。

4 審議会は、学識経験のある者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

第二十四条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第四条及び附則第五条を削る。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「規制」を「規制等」に改める。

第二条第二項第二号中「水素イオン濃度」を

「化学的酸素要求量」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 排出水の排出の規制等

第四条の次に次の四条を加える。

(総量削減基本方針)

第四条の二 内閣総理大臣は、人口及び産業の

集中等により、生活又は事業活動に伴い排出

された水が大量に流入する広域の公共用水域

(湖沼及びほとんど陸岸で囲まれている海域

に限る。)であり、かつ、第三条第一項又は第

三項の排水基準のみによつては公害対策基本

法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第

一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の

条件についての基準(次項において「水質環境

基準」という。)の確保が困難であると認めら

れる水域であつて、第二条第二項第二号に規

定する項目のうち化学的酸素要求量その他の

政令で定める項目(以下「指定項目」という。)

ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」と

いう。)における指定項目に係る水質の汚濁の

防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関

係のある地域として指定水域ごとに政令で定

める地域(以下「指定地域」という。)につい

て、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単

に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関す

る基本方針(以下「総量削減基本方針」とい

う。)を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目

標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減

に関する基本的な事項を定めるものとする。

この場合において、削減の目標に関しては、

当該指定水域について、当該指定項目に係る

水質環境基準を確保することを目的とし、第

一号に掲げる総量が目標年度において第二号

に掲げる総量となるように第三号の削減目標

量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量

の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定める

ところにより、当該指定地域における人口

及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技

術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案

し、実施可能な限度において削減を図るこ

ととした場合における総量

三 当該指定地域において公共用水域に排出

される水の汚濁負荷量についての発生源別

及び都道府県別の削減目標量(中間目標と

しての削減目標量を定める場合にあつて

は、その削減目標量を含む。)

3 内閣総理大臣は、第一項の水域を定める政

令又は同項の地域を定める政令の制定又は改

廃の立案をしようとするときは、関係都道府

県知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定

め、又は変更しようとするときは、関係都道

府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会

議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定

め、又は変更したときは、これを関係都道府

県知事に通知するものとする。

(総量削減計画)

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつ

ては、総量削減基本方針に基づき、前条第二

項第三号の削減目標量を達成するための計画

(以下「総量削減計画」という。)を定めなけれ

ばならない。

2 総量削減計画においては、次の各号に掲げ

る事項を定めるものとする。

一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

二 前号の削減目標量の達成の方途

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必

要な事項

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めよう

とするときは、関係市町村長の意見を聴くと

ともに、内閣総理大臣の承認を受けなければ

ならない。

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇五六

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、その内容を公告しなければならない。

6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で総理府令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第五条第七号中「その他の総理府令で定める事項」を「指定地域内の工場又は事業場に係る

場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。」に改め、同条に次の一号を加える。

八 その他総理府令で定める事項

第六条に次の一項を加える。

2 第四条の二第二項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて排出水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならない。

第七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条の見出しを「(計画変更命令等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の二 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出があつた場合において、

その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第十条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十一条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第

十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(総量規制基準の遵守義務)

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、

当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

第十三条第二項中「前条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

第二項に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水に係る

指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政

令又は第四条の五第一項の規模を定める総理府令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(指導等)

第十三条の二 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液

その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることが

第十四条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、総理府令で定めるところにより、当該排水の汚濁負

荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出

なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

第十六条第三項中「行ない」を「行い」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量をは握

するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

第二十二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に

伴つて公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者(排水を排出する者を除く。)で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第二十三条第二項中「及び第十三条第一項」を

「第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第三項」に改め、同条第三項中「又は第十一条第三項」を「第十一条第三項又は第十四条第三項」に改め、同条第四項中「当該特定施設につ

いて」を削り、「又は第十三条第一項」を「第八条の二又は第十三条第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「又は第十三条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加え

「第八条の規定」を「第八条又は第八条の二の規定」に、「とる」を「採る」に改める。

第二十八条の見出しを(事務の委任等)に改め、同条中「第十六条第一項」を「第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項並びに第十条第一項」に改め、同条に次の一項を加え

六条第一項」に改め、同条に次の一項を加え

る。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第三十条中「又は第十三条第一項」を「第八

条の二又は第十三条第一項若しくは第三項に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十二条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十三条中「五万円」を「十万円」に改め、同

条第三号中「第二十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条第二項の規定による記録をせ

ず、又は虚偽の記録をした者

第三十五条中「又は第十一条第三項」を「第

十一条第三項又は第十四条第三項」に「三万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中瀬戸内海環境保全臨時措置法附則第四条及び附則第五条を削る改正規定及び第二条中水質汚濁防止法第四条の次に四号を加える改正規定(同法第四条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の瀬戸内海環境保全臨時措置法(以下「臨時措置法」という。)第三条の規定により定められた瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画は、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「特別措置法」という。)第三

条の規定により定められたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に臨時措置法第五条第一項に規定する区域において改正前の水質汚濁防止法(以下「旧水質汚濁防止法」という。)

第二条第二項に規定する特定施設を設置してい

る者(設置の工事をしていない者及び臨時措置法第五条第一項の許可を受けた者又は旧水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者であ

つて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて旧水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排水を排出するものは、この法律の施行

の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び

量を府県知事(特別措置法第二十二條第一項の政令で定める市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては

当該市の長とし、改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の区域内の同法

第五条第一項に規定する特定施設を除く。)に係

る場合にあつては当該市の長とする。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行前にした行為及び臨時措置法第十一条又は旧水質汚濁防止法第八条若しくは第十三条第一項の規定による命令に関しこ

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(環境庁設置法の一部改正)
第五条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十七号の二中「瀬戸内海環境保全

臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改める。

第十一条第一項の表瀬戸内海環境保全審議会の項中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に、「行なう」を「行う」に改める。

理 由

瀬戸内海環境保全対策を一層推進するため、現行の特別措置を引き続き講ずるほか、新たに富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し所要の特別措置を講ずることとする。ことに、瀬戸内海等の広域の公共用水域における水質汚濁の防止を図るため、当該水域に係る汚濁負荷量の総量を削減するために必要な総量削減計画、総量規制基準等に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、瀬戸内海環境保全対策を一層推進するため、現行の特別措置を引き続き講ずるほか、新たに富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し所要の特別措置を講ずることとする。ことに、瀬戸内海等の広域の閉鎖性水域における水質汚濁の防止を図るため、当該水域に係る汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する総量規制制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正

(一) 題名

題名を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改めること。

(二) 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

は、内閣総理大臣は、瀬戸内海環境保全審議会及び関係府県知事の意見を聴かなければならないものとする。

(2) 関係府県知事は、基本計画に基づき、府県計画を定めるものとし、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議して、府県計画の作成に関し必要な指示をすることができるとすること。

(三) 汚濁負荷量の総量の削減

内閣総理大臣は、瀬戸内海における化学的酸素要求量に係る水質汚濁の防止を図るため、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関する総量削減基本方針を定めるものとする。

(四) 富栄養化による被害の発生防止

藻類その他の指定物質につき、関係府県知事は、環境庁長官の指示により定める指定物質削減指導方針に従い、当該物質を排出する者に対し必要な指導、助言及び勧告を

することができるものとする。

(四) 自然海浜の保全

関係府県は、条例で定めるところにより、海水浴等に利用されている自然海浜及びこれに面する海面を自然海浜保全地区として指定し、地区内における工作物の新築等の行為をする者に必要な届出をさせ、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な助言又は助言をすることができるとすること。

(四) 海難等による油の排出の防止等

政府は、瀬戸内海の油による汚染を防止するため、海難等による大量の油の排出の防止及び排出された油の防除に関し、指導取締りの強化、排出油防除体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(四) 赤潮の発生機構の解明

政府は、赤潮の発生機構の解明に努め、

その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 水質汚濁防止法の一部改正

(一) 総量削減基本方針

内閣総理大臣は、水質環境基準の確保が困難な広域の閉鎖性水域の水質汚濁に係るある地域として指定された地域について、特定の水質汚濁項目に係る汚濁負荷量の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

(二) 総量削減計画及び総量規制基準

(1) 都道府県知事は、基本方針に基づいて総量削減計画を定めるとともに、総量削減計画に基づき、指定地域内の一定規模以上の特定事業場(以下「指定地域内事業場」という。)が遵守すべき総量規制基準を定めなければならないものとする。

(2) 総量規制基準は、指定地域内事業場に

つき、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とするものとする。

(三) 改善命令等

都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがある場合には、汚水処理の方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができるものとする。

(四) 指導等

都道府県知事は、総量削減計画を達成するため、指定地域内事業場から排出水を出す者以外の者であつて指定地域内において公共用水域に汚水等汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、その削減に必要な指導、助言及び勧告をすることができるものとする。

3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。ただし、瀬戸内海環境保全臨時措置法の失効規定を削る規定等は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

瀬戸内海の環境保全対策を一層推進するとともに、広域の閉鎖性水域における水質の汚濁の防止を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、日本共産党・革新共同東中光雄君より修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対して、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年五月十一日

公害対策並びに環境保全特別委員長 久保 等

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 総量削減基本方針の策定に当たつては、内閣総理大臣は、関係府県の意見を十分に聴くとともに、維持すべき環境上の目標を、急速な開発に伴う急激な水質の汚濁が生ずる以前のような状態に回復することとし、当面、海域ごとに指定された環境基準を達成、維持すること。

二 瀬戸内海の環境保全に関する施策の立案及び実施に当たつては、関係府県、関係市町村及び関係住民の意見が十分反映されるように努めること。

三 総量規制に係る指定項目については、CODのみならずその他の汚濁物質等についても総量規制の対象とするよう早急に検討すること。

四 自然海岸の保全については、地方公共団体の努力にのみゆだねるのではなく、国においてもその目的を達成するため、関係法律に基づく開発行為の規制及び行政指導の強化など運用の適正を図ること。

五 清掃、しゅんせつ及び人工海浜、人工養場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六 下水道の整備について、事業費の重点配分など促進のための措置を講ずること。

七 赤潮発生メカニズムの解明及び防除に関する総合的研究の整備拡充を図るなど、万遺憾なきを期すること。

八 史跡、名勝、天然記念物等の保全に当たっては、瀬戸内海の特長性にかんがみ、その指定、管理等に係る制度の適正な運用を図ること。

九 埋立てについては、瀬戸内海の特長性にかんがみ、その基本方針の厳正な運用を図ること。

十 油濁による海洋汚染を防止するため、大型タ

ンカー等の航行規制の強化などについて所要の措置を早急に講ずること。

十一 総量規制の指定水域又は指定地域については、瀬戸内海のみならず東京湾及び伊勢湾を早急に指定するとともに、琵琶湖など汚濁の著しいその他の水域についても検討すること。

衆議院会議録第二十五号中正誤

ペシ 段 行 誤 正
八六 一 六 下 足 不足
八六 一 三 自 活 自治
八七 上 二 末 第八條の三 第八條の三

衆議院会議録第二十七号(一)中正誤

ペシ 段 行 誤 正
八六 二 二 拘 負 抱負
八七 二 末 七 議 額 議題

衆議院会議録第二十七号(二)中正誤

九二〇 ページ二段五行から八行までは次のようになるべきの誤り。

する月(施行日がある場合は、その月)の組合員の資格を有する者(昭和五十二年四月の月。次項において同じ。)までの標準給与から標準給与が改定されるべき者を除く。のう

ち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者(〇給与月額が六万七千円以下である者を除く。又は三十六万円である者(〇給与月額が三

ペシ 段 行 誤 正
八三 二 四 者 に 者等に
八三 三 二 紙 別 別紙
八七 一 四 勤 告 勤告

昭和五十三年五月十一日 衆議院會議録第三十号

一〇六一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)